

東京国公だより 74号・関ブロ国公だより 25号

2024年7月18日 発行「共同デスク」

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 国家公務関連労働組合関東ブロック協議会

メール アドレス uematsu@tk-kokko.org 東京国公 HP <http://tk-kokko.org/>



6月28日付で人事院は非常勤職員の取扱いを改定

3年目公募要件の撤廃！運動の成果だが

当局の運用次第で能力実証の強化も…

— 各職場と単組での非常勤職員の組織化と運動と交渉力が試される

運動の成果で

あることを共

通の認識に

人事院は6月28日、国の非正規公務員（期間業務職員）について、公募試験をせずに再度の採用ができる回数を原則2回までとする「3年目公募」の制限を撤廃するとの規則改正を決定し、各省庁に通知しました。3年目

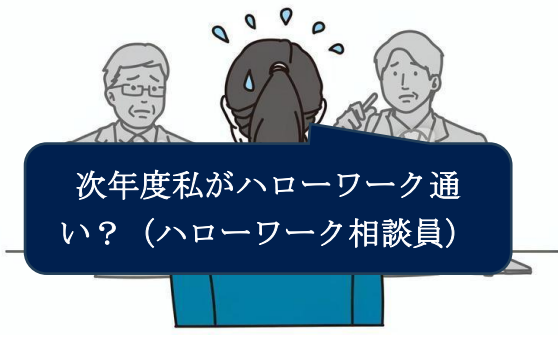
公募の際に雇い止めが増えることへの懸念に対応した形で、雇用の安定に寄与する可能性が膨らんだといえます。

これは私たち官民の共同の運動の成果です。このことにまず確信を持ちましょう！

国の制度が全

国の自治体の

広がりました

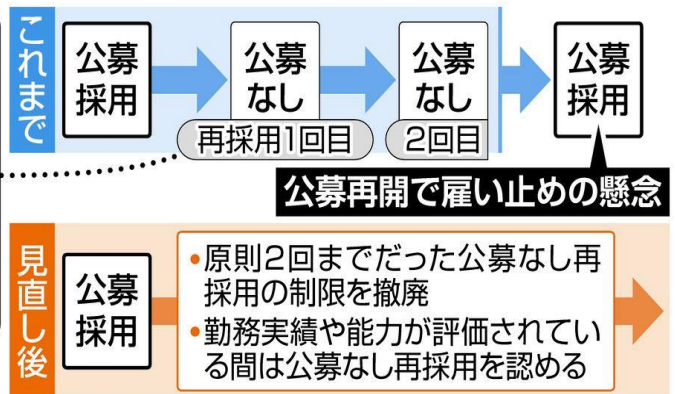


期間業務職員と呼ばれる国の非正規職員は約3万8000人(2023年7月時点)内閣人事局(調)にも上ります。各省庁の事務補助員やハローワークの相談員が多く、とりわけハローワークの相談員は非正規職員(年度単位で任用が更新される有期雇用者)制度上は非常勤職員と呼ばれる(が大多数です)。

また総務省による強い指導もあって、会計年度任用職員と呼ばれる地方の非正規職員は約66万人(23年4月時点)。保育士や司書、各種相談員など専門職に多いのが特徴であり、これも重大な問題です。

能力や経験のある職員が公務職場から流出しているとの国民的批判の中で...

人事院が昨年8月以降に実施した各省庁へのヒアリングの中で、再採用者の3年目に公募することで、能力や経験のある



非正規公務員の採用のイメージ
 毎年公募をして採用するのが原則だが、公募なしの再採用も可能
 職員が公務職場から流出しているとの指摘を受けたため、見直すこととしたとの見解を示しています。

東京国公では5年も前

から、官民共同行動実行委員会や「ハローワーク相談員有志の会」、「非正規ハローワーク相談員を励ます会」等々と連帯・共同しながら、非常勤職員の無期雇用転換制度等、雇用の安定を求めて共同して運動を広げてきました。その根底にはまさに人事院も指摘するところの、「能力や経験のある職員が公務職場からの流出する」のを防止することでした。

職場での闘いの強化が強く求められています！

さて今回の人事院の改定ですが、非正規公務員の「3年目公募」の制限が撤廃された一方で、毎年公募をかけるという原則そのものは維持されます。

今回の見直しに評価できる側面はもちろんあります。雇用が不安定な現状は変わらないのでは、との懸念も強く出されています。

現実に東京国公事務局にも「能力実証」という抽象的な言葉で、「実証もなく」任用が打ち切られる実態が多数寄せられています。「気に入らない職員をいつでも切れる状態」がはびこる中で、最低「無期雇用転換制度」の確立が求められます。同時に各職場の非常勤職員の雇用を守る闘いが強く求められます。